

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年7月24日(2008.7.24)

【公表番号】特表2008-503275(P2008-503275A)

【公表日】平成20年2月7日(2008.2.7)

【年通号数】公開・登録公報2008-005

【出願番号】特願2007-516854(P2007-516854)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/56 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/56

【手続補正書】

【提出日】平成20年6月9日(2008.6.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

脊椎を処置するためのキットにおいて、

処置すべき脊椎の部分への通路を維持するためのカニューレと；

上記カニューレを通して作動できる、脊椎への手術的な接近を提供するための手術器具と；

骨フィラーインジェクタと；

上記骨フィラーインジェクタと上記カニューレとの間の導管を提供するチューブと；を有し、

上記チューブが、処置すべき脊椎の部分に隣接する位置へ、上記カニューレを通して伸張できる、キット。

【請求項2】

上記手術器具が脊椎内の材料のある体積部分を緩めるための器具である、請求項1に記載のキット。

【請求項3】

脊椎内に射出するための流体を更に含む、請求項1に記載のキット。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】脊椎構造の処置のための手術器具

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

本発明の1つの実施の形態は脊椎の処置のためのキットである。キットは処置すべき脊椎の部分への通路を維持するための少なくとも1つのカニューレと、脊椎への手術的接近

を提供するための手術器具とを有することができ、器具はカニューレを通して作動することができる。ある実施の形態のキットはまた骨フィラーインジェクタ、及び、骨フィラーアンジェクタとカニューレとの間に導管を提供するチューブを有する。ある実施の形態においては、チューブは処置すべき脊椎の部分に隣接する位置へカニューレを通して伸張することができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0112

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0112】

先に図示し説明した器具1020と同様、器具1220は材料Mを脊椎構造内へ送給するための軸方向の通路1225(図20-21)を提供するように外側のスリーブ1232からの内側のアクチュエータロッド1030の除去を許容するように形状づけられる。特に、初期形状へ戻るような器具1220の(ストリップ部分1238を含む)末端部分1222aの変形に続き、アクチュエータロッド1230が横断方向のスロット開口1262と細長い部材1222(図26、27)の基端との間を連通する軸方向の通路1225を画定するように外側のスリーブ1232から除去される。次いで、インジェクタのような材料送給装置1200は、材料Mを軸方向の通路1225を通して送給し、横断方向のスロット開口1262及び(又は)末端開口1263から流出させるために、使用することができる。図示の実施の形態においては、材料Mは材料送給装置1200に接続された送給チューブ1201を通して送給される。